

八尾市男女共同参画推進条例検討委員 設置要綱

(設置)

第1条 八尾市のまちづくりに男女平等・男女共同参画を一層浸透させ、すべての人が個人として尊重されるとともに、個性と能力を発揮し、互いに協力しあって責任も共に担う男女共同参画社会の形成を促進するため、八尾市男女共同参画推進条例（案）を作成するにあたり、幅広い観点から検討を行うため、八尾市男女共同参画推進条例検討委員を置く。

(委員)

第2条 委員は10名で構成する。

2 委員は学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから委嘱するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は平成21年6月18日から平成22年3月31日までとする。

(任務)

第4条 委員は、八尾市男女共同参画推進条例（案）を作成するため、意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員は、前条の規定により意見を述べるにあたり、関係者の意見を聴取することができる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、会議に出席した日1日につき特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第166号）に定める範囲内において、別に定める額を支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は人権文化ふれあい部長が定める。

附則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。